

令和元年千葉市教育委員会会議
第6回定例会会議録

千葉市教育委員会

令和元年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 令和元年6月26日(水)

午後2時00分開会

午後2時35分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教 育 長	磯野 和美
	委員	中野 義澄
	委員	和田 麻理
	委員	小西 朱見
	委員	千葉 雅昭
	委員	藤川 大祐

出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	学 事 課 長	山下 敦史
教 育 総 務 部 長	布施 俊幸	教 育 指 導 課 長	鶴岡 克彦
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	教 育 支 援 課 長	木内 克英
生 涯 学 習 部 長	潮見 尚宏	教 育 セ ン タ ー 所 長	石川 英明
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	千葉 直敏
総 務 課 長	南 久志	生 涯 学 習 振 興 課 長	中島 千恵
企 画 課 長	山崎 二郎	文 化 財 課 長	滝田 希成
教 育 職 員 課 長	柳橋 伸彦	総 務 課 総 括 主 幹	大須賀 隆之
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	総 務 課 課 長 補 佐	渡邊 直子
学 校 施 設 課 長	森永 成	保 健 体 育 課 長 補 佐	太刀川 裕

書 記	総務課総務班主査	金井 昌樹	総務課主任主事	大竹 俊哉
	総務課主任主事	松元 秀之		

- 1 開会
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
磯野教育長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
令和元年6月26日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定
議案第30号を非公開審議とする旨決定
- 7 議事の概要
 - (1) 報告事項
報告事項(1) 令和元年第2回千葉市議会定例会について
南総務課長より報告があった。
報告事項(2) 令和2年度公立学校教員採用選考候補者選考の志願状況について
柳橋教育職員課長より報告があった。
 - (2) 議決事項
議案第26号 千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について
南総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第27号 令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
鶴岡教育指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第28号 令和2年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
鶴岡教育指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第29号 令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について
鶴岡教育指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり

可決した。

議案第30号 千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

南総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

報告事項(1) 令和元年第2回千葉市議会定例会について

磯野教育長 それでは、報告事項に係る説明をお願いします。

報告事項(1) 令和元年第2回千葉市議会定例会について、総務課長、説明をお願いします。

南総務課長 それでは、議案書1ページをご覧ください。

第2回千葉市議会定例会ですが、6月10日から6月25日までの会期で、教育未来委員会、一般質問などが行われました。

次に、2にあります審議状況ですが、教育委員会からは今議会での提出議案はありませんでしたので、議案質疑や教育未来委員会での審議などはありませんでした。

次に、3の一般質問ですが、26人の通告者のうち14人が教育委員会に関する質問を行いました。

主な質問の内容は記載のとおりです。

最後に、4、請願・陳情の審査についてですが、「千葉市独自の給付型奨学金の創設を求める請願」があり、教育未来委員会の審査を経て本会議において「不採択」とされました。

令和元年第2回千葉市市議会定例会に係る報告については以上です。

ご不明な点や説明を要する点がありましたら、事務局までお問い合わせください。

以上です。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。よろしいですか。

報告事項(2) 令和2年度公立学校教員採用選考候補者選考の志願状況について

磯野教育長 では、次に報告事項(2) 令和2年度公立学校教員採用選考候補者選考の志願状況を教育職員課長、説明をお願いします。

柳橋教育職員課長 報告事項（２）をごらんください。

令和２年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について説明をします。

まず、志願状況ですが、募集人員の合計約１，６６０人に対し志願者数の合計は６，０３１人となり、志願倍率は約３．６倍となりました。志願者数の内訳ですが、小学校は１，９８５人で志願倍率は２．８倍、中学校と中・高共通の志願者数は３，０５９人で志願倍率は４．２倍、特別支援教育は４７９人で志願倍率は２．８倍、養護教諭は３２６人で志願倍率は８．２倍となりました。

本年度、小学校で１５２人、中学校と中・高共通枠で４０７人の減少となり、志願者総数で５６４の減少となりました。

県外３会場については、盛岡会場が１８７人、秋田会場が６４人、金沢会場が６７人の志願がありました。県外会場の全体で３６人の減少となりました。

志願者の大幅な減少については、優秀な人材確保の観点から大きな課題と捉え、現在その原因について分析を進めているところであります。

今後の日程ですが、第１次選考は７月１４日の日曜日、第２次選考は８月下旬に行い、最終合格発表は１０月中旬を予定しています。

以上、報告を終わります。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 意見です。このように志願状況が厳しくなっています。つまり志願倍率がかなり下がっていて、小学校、特別支援学校で３倍を切っているというのは、かなり厳しい状況だと思います。

私が肌で感じているところでは、学校の仕事が大変であり、ブラックだという言い方がよくされますが、長時間労働などが大変なので、自分には耐えられないと思ってしまう教員免許保持者の若者が多いのではないかと考えています。ぜひ、働き方改革をしっかりと進めて、一定の時間できっちり成果を上げる職場に変わっていくという方向で、イメージアップを図っていかないと、なかなか志願倍率が上がらないのではないかとこのことを考えます。逆にイメージが良くなれば、優秀な方がどんどん志願して、結果的に教育の質も上がると思いますので、ぜひ教育委員会として、今後イメージアップを図っていくということについて、検討して

いければと思います。よろしく申し上げます。

磯野教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

和田委員 やはり志願者の減少に関してなのですが、これは千葉市に限ったことではなくて、近隣の同規模の自治体など、全国的に見ても、やはり志願者は減っている状況でしょうか。わかりましたら教えてください。

柳橋教育職員課長 まず、関東近県ですが、おおよそ志願者数は1割減の状況です。倍率でいいますと、小中高すべての校種を合わせた倍率ですが、横浜市では志願者数が12%減少で、倍率は平成29年度実施が6.6倍、30年度実施が6.1倍、今年度、令和元年度実施が5.3倍、少しずつ下がっています。同様にさいたま市は、5.8倍、4.8倍、3.7倍。東京都は5.7倍、3.9倍、3.8倍。神奈川県は6.6倍、6.2倍、本年度は非公表になっています。また、埼玉県は4.4倍、4.7倍、4.3倍と、若干ですが減少しています。

また、全国的な話として、すべての県を調査したわけではないのですが、福岡市に問い合わせたところ、2.9倍、2.3倍、そして本年度は非公表、やはり福岡も下がっているということで、大阪市についても、同様の結果でした。

先ほど藤川委員からもありましたように、学校という職場のイメージが良くないのかなということで、全国的に志願者率が落ちているということかと思えます。

和田委員 ご説明ありがとうございます。そうすると、少し遡って考えて、そもそも大学で教職課程をとっている学生が減ってきているということなののでしょうか。それとも、教職課程をとっていても、教員採用試験には応募しないということなののでしょうか。

柳橋教育職員課長 教職課程の単位がどれくらい取られているか調べることはできません。県教委が免許状を取りまとめているのですが、免許状授与の申請数について調べることができました。小学校では、平成28年度が、1,384、29年度が1,394、平成30年度が1,391と、ほぼ横ばい。中学校では、平成28年度が2,096、29年度が2,014、平成30年度が1,945、若干減っていると、このような状況になっています。

和田委員 ということは、やはり免許を取っても、教員にはならない。とりあえず免許を取っておくと。

藤川委員 小学校の免許については、入学時に小学校の免許を取ると決

めて大学に入る人が多いので、二、三年では余り変化はないはずです。大学自体の定員が変わらなければ、小学校の免許を取る人自体は、そんなに変わらないということなので、これは免許を取ったけれども、ほかの道に進んだという人が増えているということが、この倍率の低下ということだと思えます。

一方で、中学、高校については、開講制というのが原則で、文学部や理学部など、さまざまな学部で所定の科目を取れば免許が取れるという制度になっていますので、これは教員になる気がない人が増えてくると、そもそも免許を取る人は若干減るということで、志願者数の減少ということにつながっていると思われま

和田委員 全体的に、やはり教員という職業に対しての情熱がなくなってきたというか。

藤川委員 教員養成系の学部の志願倍率も下がっていますので、厳しい状況があると申し上げてよいと思います。

和田委員 厳しい現状がよくわかりました。

磯野教育長 よろしいですか。

議案第26号 千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について

磯野教育長 では、次に、議決事項に係る審議に移ります。議案第26号「千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について」、総務課長、説明をお願いします。

南総務課長 議案第26号「千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について」説明をします。

議案書は5ページとなりますが、本日は参考資料により説明をします。参考資料の1ページをご覧ください。

初めに、1の改正の趣旨ですが、本議案は、工業標準化法の一部改正に伴い、千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について議決を求めようとするものです。

2の改正の内容について説明をします。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行により、工業標準化法の一部が改正され、法律名が産業標準化法に改められるとともに、日本工業規格が日本産業規格に改められることから、引用する規定の整理を図るものです。

施行日は、令和元年7月1日を予定しています。

本規程の改正部分の詳細については、2ページの新旧対照表に記載のとおりです。

説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

よろしいですか。では、ご質問もないようですので、議案第26号「千葉市教育委員会公文書取扱規程の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第27号 令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

磯野教育長 次に、議案第27号「令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案第27号「令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。

議案書は7ページをご覧ください。参考資料は3ページになります。

第1学年入学者募集及び選抜の基本方針についてですが、平成31年度入学者選抜と大きな変更はありません。

1、募集定員及び2、入学検査料については、昨年度と変更はありません。

3、入学検査の(1)提出書類及び提出期間等について、提出書類は昨年度と変更はありません。提出期間は令和元年12月10日と12月11日の2日間です。(2)検査の期日ですが、令和2年1月25日となります。この日程は、小学校の教育活動に支障がないこと及び私立中学校入学者選抜日程との調整により、関係諸機関等との間で協議し、決定したものです。(3)検査の内容及び(4)選抜方法については、変更はありません。

8ページをご覧ください。

(5)選抜結果の発表ですが、令和2年1月31日です。

4、入学確約書の提出は、令和2年2月4日正午までとなります。

5、その他、上記以外の入学者選抜の実施に関して、必要な事

項については、令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項に定めることとなります。別紙資料に、平成31年度入学者選抜の倍率、口頭開示の状況等を示していますので、ご参照ください。

以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問含め、何かありますか。ご質問もないようなので、それでは議決に移ります。

議案第27号「令和2年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第28号 令和2年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

磯野教育長 次に、議案第28号「令和2年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案第28号「令和2年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものです。

議案書は、11ページをご覧ください。参考資料は5ページになります。

第1学年入学者募集及び選抜の基本方針についてですが、1、生徒定員から3、入学検査料まで平成31年度入学者選抜の基本方針に変更はありません。選抜については、昨年と同様、前期選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、これは稲毛高校のみです。中国等帰国生徒の特別入学者選抜、これは全公立高等学校が対象となります。後期選抜があります。

4、前期選抜の検査内容については、第1日目が県下一斉に実施する学力検査、第2日目が各高等学校において実施する検査となります。

12ページをご覧ください。

5、海外帰国生徒の特別入学者選抜、飛んで13ページをご覧ください、6、中国等帰国生徒の特別入学者選抜についても、昨

年度と変更はありません。

14ページ、7、後期選抜ですが、検査内容は県下一斉に実施する学力検査と、その後各高等学校が必要に応じて実施する検査となります。いずれの選抜方法についても、昨年度と変更はありません。

15ページをご覧ください。

8、その他、入学者選抜の実施に関して、必要な事項については、令和2年度千葉市立高等学校入学者選抜要項に定めることとなります。なお、参考として別紙資料に、平成31年度入学者選抜の倍率、口頭開示の状況等を示していますので、ご参照ください。

以上です。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問含め、何かありますか。ご質問もないようなので、それでは議決に移ります。

議案第28号「令和2年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第29号 令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について

磯野教育長 次に、議案第29号の議案に係る審議に移りますが、藤川委員におかれましては、教科用図書の策定に関係しているとのことですので、議案第29号については、控室にて待機願います。

(藤川委員、退出)

磯野教育長 それでは、「令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」、教育指導課長、説明をお願いします。

鶴岡教育指導課長 議案書17ページをご覧ください。

議案第29号「令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」説明します。

採択の対象となる教科用図書ですが、「特別の教科 道徳」を除く中学校用教科用図書については、文部科学省からの通知を踏まえ、平成27年度採択時の調査研究報告書を活用し、採択を進

めることとなっています。それを踏まえまして、本市としては、改めて調査すべきかを教科書選定委員会に諮り、協議した結果、新たに専門調査委員会は設置せず、選定を進めていくこととしました。

以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問含め、何かありますか。ご質問もないようですので、それでは議決に移ります。

議案第29号「令和2年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択方針について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

それでは、藤川委員に、再度入場願います。

(藤川委員、入室)

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了いたしました。委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等が何かございますか。よろしいですか。

では、次に議案第30号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては非公開となりますので、傍聴人の方の退出をお願いいたします。また、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員も退出をお願いします。

(傍聴人及び指定職員以外の職員、退出)

議案第30号 千葉県個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

教 育 長 議案第30号「千葉県個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、総務課長、説明をお願いします。

総 務 課 長 それでは、議案第30号の「千葉県個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」、説明をします。

議案書と参考資料を2つ別冊としていますが、本日は参考資料を使って説明をします。

参考資料の1ページをお願いします。

初めに、1の議案の概要ですが、本議案は、審査請求に対する

裁決について、千葉市教育委員会組織規則第8号第14号の規定に基づき、議決を求めようとするものであります。

審査請求人等及び経緯については、2の審査請求人等について及び3の経緯に記載のとおりです。

それでは、4の審査請求の概要、答申の趣旨及び裁決の概要について説明します。

まず、審査請求人から「本件学校が審査請求人へ宛てた本件事案に係る回答書を作成するにあたって参考とした資料一式」の文書について、開示請求がありました。教育委員会は、この請求に係る個人情報として21件の文書を特定し、そのうち6件はこの全部を開示する開示決定を行い、それ以外の15件の文書については、その一部の情報が、千葉市個人情報保護条例第15条第3号の本文前段、第15条第7号イ又は同号柱書に該当するとして、部分開示決定を行いました。

この決定に対し、審査請求人から「本件決定を取り消し、本件決定に当たり特定した対象個人情報の全部を開示するよう求める。また、対象個人情報の特定をし直し、回答書作成のための作成過程の文書を関係部局間でやりとりした際の送り状、添え状、電子メールのヘッダーと本文についても開示するよう求める。さらに、「作成過程の文書」のワープロソフトファイル及び電子メールについては、文書のほかに電磁的記録での開示を求める」ことを趣旨とする審査請求が行われたため、千葉市個人情報保護審査会に諮問を行いました。

この諮問について、同審査会から本件決定のうち、一部の情報を不開示としたことは妥当ではなく、本件決定は取り消されるべきであることを趣旨とする答申がなされたため、本件審査請求に対する裁決は、答申に沿って個人情報部分開示決定処分を取り消すことに決定をしたいと考えています。

裁決の理由については、本件決定における対象個人情報の特定及び条例第15条第3号本文前段に該当するとして不開示とした部分については、その妥当性が認められますが、同条第7号イ又は同号柱書に該当するとして不開示とした部分については、一部の情報において妥当ではないと判断しました。

3ページの別表をご覧ください。

まず、1の「条例第15条第7号イに該当するとして、不開示とされた部分」について開示することにより、本市の当事者とし

ての地位を不当に害するおそれがあるとして不開示としましたが、一部の情報に「文書作成当時の担当者の認識としての過去の経緯を記載したに過ぎないもの」があり、この情報を開示としてもそのようなおそれがあるとは認められないと判断をしました。

次に、2の「本市の弁護士の相談に係る事務に関する情報で、条例第15条第7号柱書に該当するとして、不開示とされた部分」について開示することにより、弁護士への率直な相談ができなくなったり、意見の正確な記録をためらうなど、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示としましたが、一部の情報に、「単なる文書の項目名に過ぎないもの」があり、ほかの文書において同様の項目が開示されていることを鑑み、この情報は同条第7号柱書に該当しないと判断しました。

次に、3の「本件学校等における保護者等への対応に係る一部に関する情報で、条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分」について、開示することにより正確な報告又は記録がためらわれ、本件事案における保護者等への対応に係る事務のみならず、今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして不開示としましたが、一部の情報に「文書作成当時の担当者の認識としての過去の経緯を記載したに過ぎないもの」があり、これらの情報を開示したとしても、このようなおそれがあるとは認められないと判断しました。

最後に、4の「教育委員会等における相談への対応について、相談支援者との相談及び連携に係る事務に関する情報で、条例第15条第7号柱書に該当するとして不開示とされた部分」のうち「相談支援者の氏名等」について開示することにより、本件事案に関して、本件学校等がいかなる相談支援者と相談し、連携を図っていたかが明らかになり、相談支援者が自由かつ率直な意見を述べることをためらうなど、同種の事務も含め今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、不開示としました。しかしながら、これらの情報は、審査請求人からすれば、自らが相談した支援者が誰であるか明らかであること、しかも、相談支援者のみで本件事案を解決することは不可能であること、相談支援者が本件事案を解決するために必要な範囲で本件学校等と連携を図っていくことは当然あり得るところです。これらの状況を踏まえると、これらの情報を開示したとしても、先ほど述べたようなおそれがあるとは認められないと判断をしました。

以上の理由により、本件の部分開示決定は妥当でなかったものとされています。

議案第30号についての説明は以上です。

教 育 長 では審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

委 員 本件については、これまでもさまざまな請求がされ、対応されてきているわけですが、可及的速やかに進められるべき対応を進めるといふ姿勢が必要ではないかと思えます。

ですが、今回不開示決定が取消しになったということは、後から振り返ってみれば、開示してもよかったはずのものについて、一旦は不開示の決定をしたということでありまして、3ページの表を見ても、例えば4番に当たるようなこれは、少し過剰防衛的に情報を不開示にしたような印象を受けなくもないのですね。ですので、もしも、なぜ後になって取り消さざるを得なくなるような決定がなされたのかについて、ご担当の皆様のご見解があれば伺いたいのですが、少なくとも、基本的に行政が持っている情報というのは、できる限り開示されるべきものだと、私は考えますし、また、そのような制度になっていると思われまますので、あまり防衛的にならずに、開示すべきものは開示した上で、必要な対応を進めるといふ姿勢を示してもらいたいという意見を申し上げます。

総 務 課 長 今後は、このような審査会の決定を踏まえて、出せる情報については、極力市民に公開していきたいと考えています。

教 育 長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

では、その他ご質問もないようですので、議決に移ります。

議案第30号「千葉市個人情報保護条例による個人情報開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

教 育 長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

それでは、最後に事務局から何かありますか。

8 その他

- (1) 第7回定例会は、第3水曜日の7月17日(水)午後2時より開催することと決定した。

9 閉会

磯野教育長より閉会を宣言